

民事裁判書類電子提出システム (mints) の習熟期間について (簡易版)

令和4年1月24日(木)より、大阪地方裁判所本庁民事部(1,6,14,21,26部を除く)においてmintsの習熟期間が開始します。

習熟期間とは

ユーザ登録(※)をして、アップロード等の操作を体験していただける期間です。ダミーデータを利用しますのでお気軽にお試しいただけます。

ユーザ登録には、登録する方(補助者を含む)のメールアドレス等をお知らせいただく必要があります。裏面の「ユーザ登録について」をご覧ください。

(※) 登録いただいたアカウントは、運用開始後もご利用いただけます。

mintsはウェブブラウザ上でご利用いただけます(特別なアプリケーションは必要ありません)。mintsの概要や利用上の留意点については、トップページの「初めてご利用の方へ」等を御参照ください。

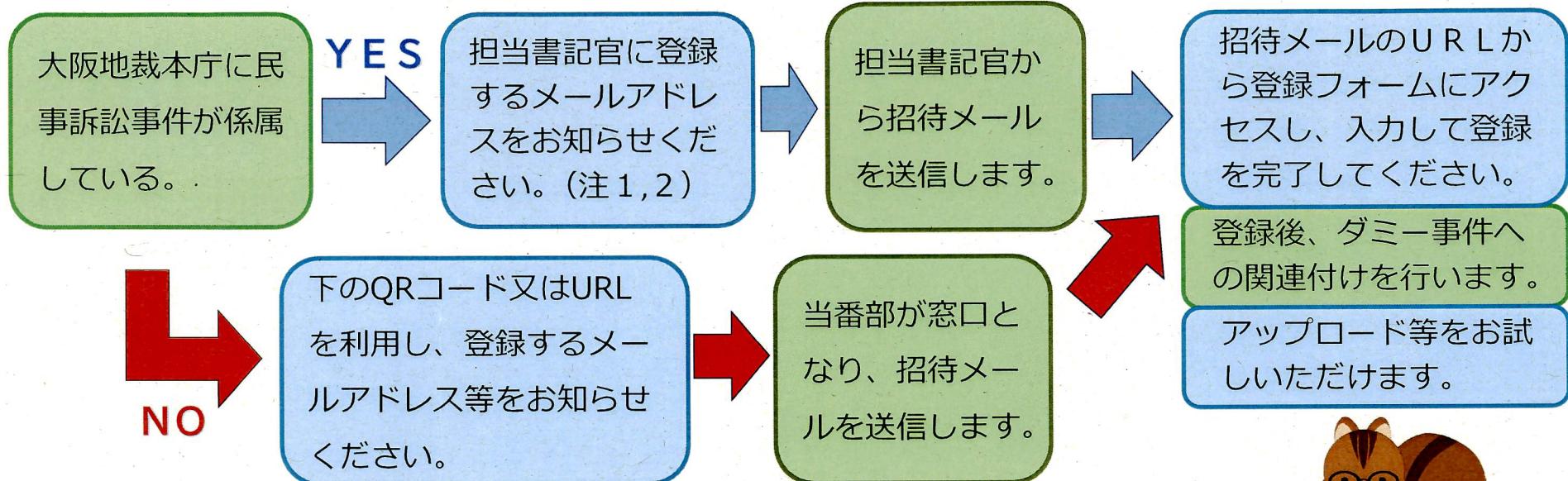
チャットボットのAIさくらさんにも質問してみてください。

<https://www.mints.courts.go.jp/user/>



ユーザ登録について

ユーザ登録の窓口は、事件係属の有無によって異なります。



係属事件がない方は、こちらを利用して、メールアドレス等をお知らせください。

<https://forms.office.com/r/14YvwKgfcF>



補助者ユーザ（事務所職員）の登録も裁判所からの招待メールが必要です。登録後、弁護士がmintsで補助者ユーザとの関連付けを行ってください。

(注1) 複数の部に係属事件がある場合は、いずれか1つの部に連絡してください。

(注2) Teams、メール、書面等適宜の方法でお知らせください。

※習熟について、詳しくは、メールでお知らせしている詳細版をご覧ください。